

# 仕 様 書

業 務 名：足守浄化センターほか水質試験業務委託

履行場所：岡山市北区足守 2168-3 ほか（※別紙 1「履行場所一覧」のとおり）

委託期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 第 1 章 一般事項

### 第 1 節 総 則

（目的）

第 1 条 本仕様書は、上記委託業務の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書等（以下「設計図書」という。）に基づいて、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

（疑義）

第 2 条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

（提出書類）

第 3 条 本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

1. 着手前に提出する書類
  - (1) 課税事業者届 1 部
  - (2) 委託業務着手届 1 部
  - (3) 委託作業表 1 部
  - (4) 業務責任者届 1 部
2. 完了後に提出する書類
  - (1) 委託業務完了通知書 1 部
3. 各回分析後に提出する書類
  - (1) 委託報告書 1 部
  - (2) 業務写真帳 1 部
4. その他監督員の指示する書類 1 式

## 第2節 現場管理

### (災害防止等)

第4条 本業務の履行にあたっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

### (臨機の処置)

第5条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

### (業務用電力等)

第6条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

### (有資格作業)

第7条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

### (弁済復旧)

第8条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

### (整理整頓)

第9条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

### (使用工具等)

第10条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

## 第2章 特記事項

### 第1節 概 要

(委託概要)

第11条 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第21条第1項の規定により、市内4箇所浄化センターの放流水を検査する。

(業務内容)

第12条 本業務の内容は下記のとおりとする。

#### 1. 調査日時等

別紙2「令和8年度採水予定表」を参照し、監督員の指示に従い、各浄化センターにおいて、受託者により月2回採水を実施すること。

回次毎の採水間隔は概ね2週間とするが、年末年始など平常時とは異なる時期の採水は避けること。

契約締結後速やかに年間予定表を提出すること。

なお、監督員の指示により予定日を変更する必要があるため留意すること。

#### 2. 調査地点

別紙1のとおり

#### 3. 採水予定

別紙2のとおり

#### 4. 調査項目及び検体数

別紙3のとおり

#### 5. 調査方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号）に定める方法とする。また、定めのない項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法とする。

また、気温及び試料の水温は現地で測定すること。

#### 6. 調査結果の報告

(1) 本市が指定するエクセルファイルに全窒素及び全りん速報値データを入力し、採水から5日以内（土曜、日曜、祝祭日を除く。）に指定するEメールアドレスまで送付すること。

(2) 本市が指定するエクセルファイルに試験結果のデータを入力し、採水から2週間以内（土曜、日曜、祝祭日を除く。）に指定するEメールアドレスまで送付すること。

(3) 計量証明書を含む委託報告書を採水から3週間以内（土曜、日曜、祝祭日を除く。）に送付すること。

※ (1) (2) の送付先Eメールアドレス [gsk-toubu@city.okayama.jp](mailto:gsk-toubu@city.okayama.jp)

#### 7. 業務写真の撮影および写真帳の提出

(1) 撮影する写真の種類及び撮影の頻度

①採水状況写真

採水の都度

- |               |          |
|---------------|----------|
| ②採水試料写真       | 採水の都度    |
| ③全分析項目の分析状況写真 | 初回 B 試験時 |

(2) 写真撮影にあたっての注意事項

- ①採水状況写真及び採水試料写真の撮影にあたっては、委託名、処理場名、日付及び受託者名を記載した黒板等を配置すること。
- ②分析状況写真の撮影にあたっては、委託名、分析項目名、日付及び受託者名を記載した黒板等を配置すること。
- ③採水試料写真は採水現場にて採水試料一式を撮影すること。

(3) 写真帳の提出時期

計量証明書を含む委託報告書と併せて送付又は提出すること。

## 第2節 その他

(注意事項)

第13条 下記について注意すること。

1. 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
2. 受託者は、監督員から分析チャート及び計算書等の提出を要求された場合には速やかに提出すること。
3. 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。
4. 本業務実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

## 履行場所一覧

No.	浄化センター名称	所在地
1	足守浄化センター	岡山市北区足守 2168-3
2	建部浄化センター	岡山市北区建部町中田 722-1
3	御津中央浄化センター	岡山市北区御津宇垣 1978
4	野々口浄化センター	岡山市北区御津野々口 973

## 令和 8 年度 採水予定表

月	回次	検体	足守	建部	御津	野々口
4	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
5	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
6	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
7	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
8	①	放流	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
	②	放流	A	A	A	A
9	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
10	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
11	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
12	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
1	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A
2	①	放流	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
	②	放流	A	A	A	A
3	①	放流	A	A	A	A
	②	放流	A	A	A	A

凡例 A …A 試験

**B** …B 試験

試料については、次のとおり。

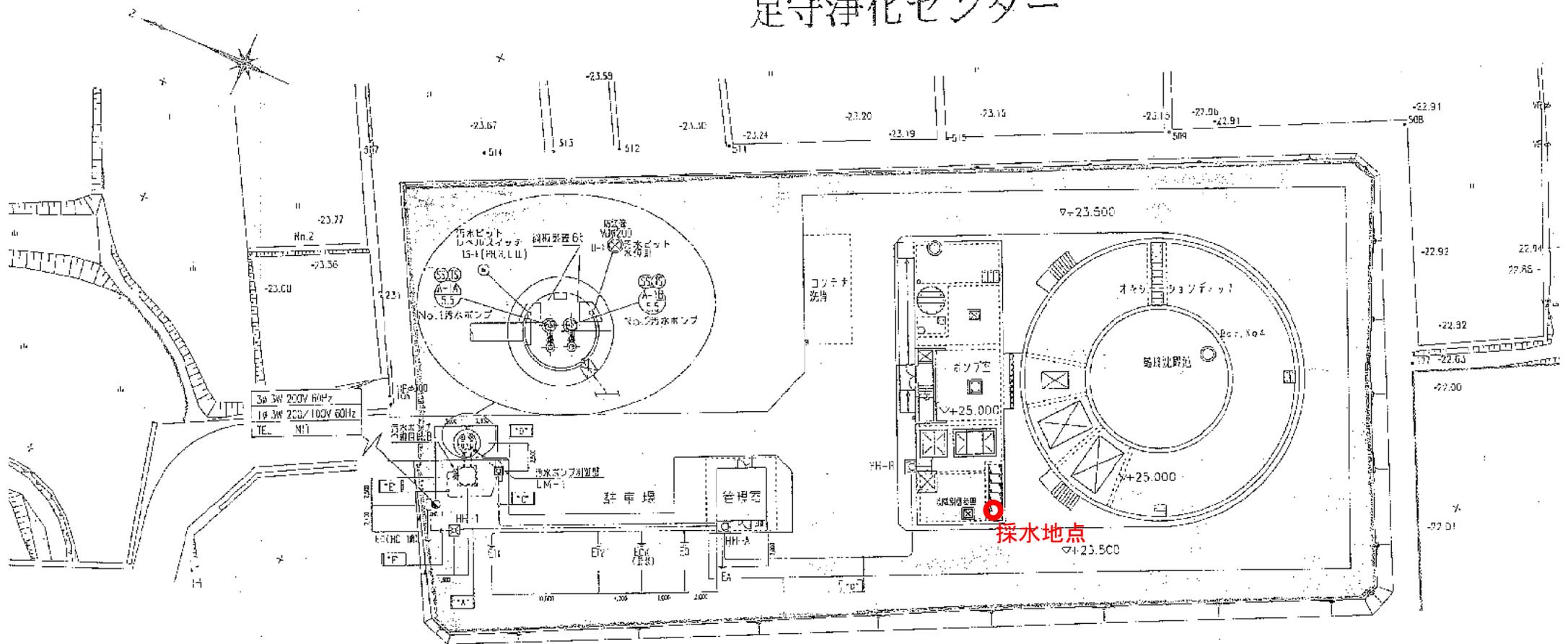
- ・足守浄化センター 放流水：A 試験 22 回、B 試験 2 回
- ・建部浄化センター 放流水：A 試験 22 回、B 試験 2 回
- ・御津中央浄化センター 放流水：A 試験 22 回、B 試験 2 回
- ・野々口浄化センター 放流水：A 試験 22 回、B 試験 2 回

分析項目は、下表のとおり。

A 試験
pH
BOD
COD
SS
大腸菌数
油分
全窒素
全りん

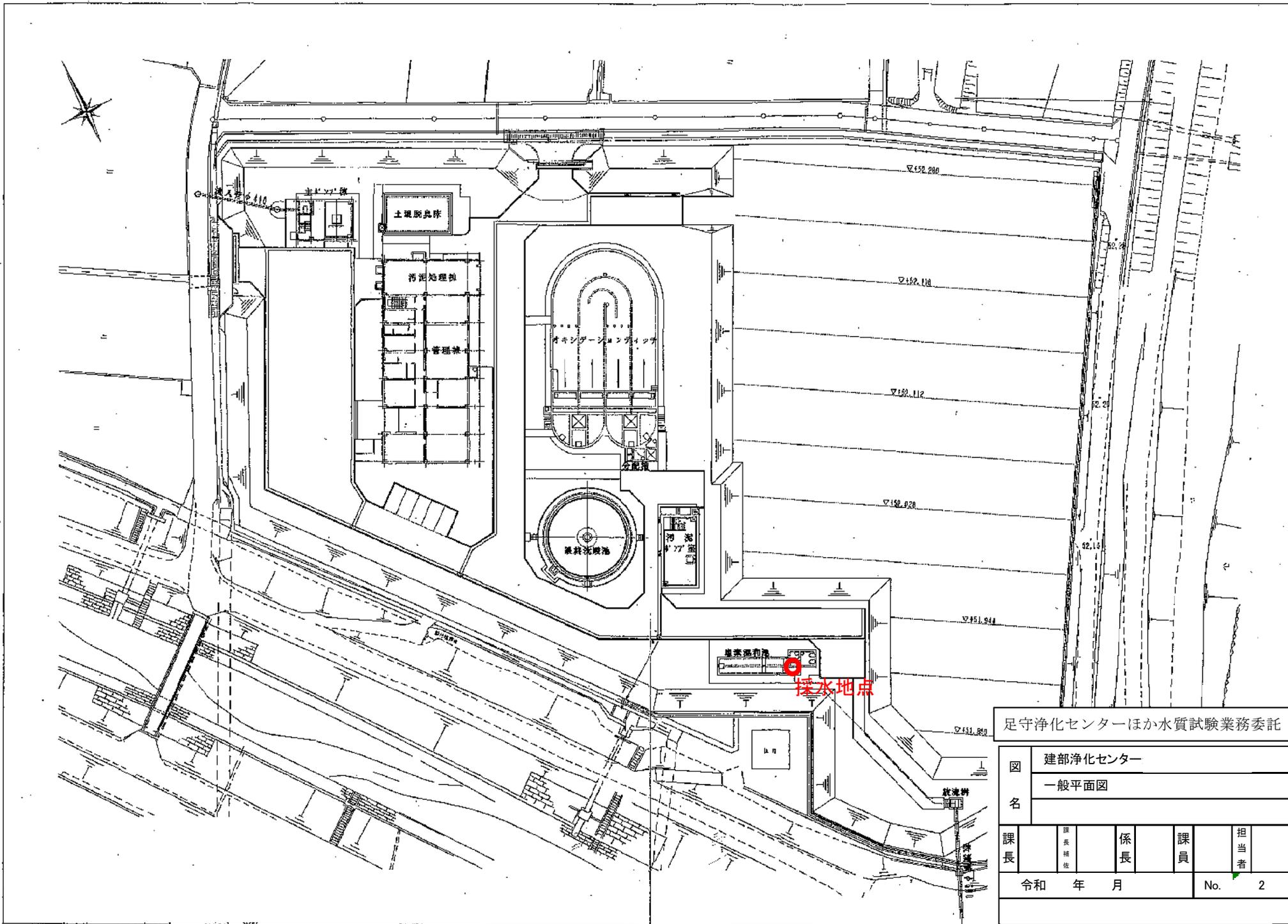
B 試験
pH
BOD
COD
SS
大腸菌数
油分
全窒素
全りん
フェノール類
銅
亜鉛
溶解性鉄
溶解性マンガン
全クロム
カドミウム
シアン
有機りん
鉛
6 価クロム
砒素
総水銀
アルキル水銀
PCB
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン
ベンゼン
1,4-ジオキサン
シマジン
チオベンカルブ
チウラム
セレン
ほう素
フッ素
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

# 足守浄化センター



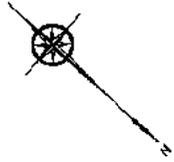
採水地点

足守浄化センターほか水質試験業務委託  
足守浄化センター 一般平面図

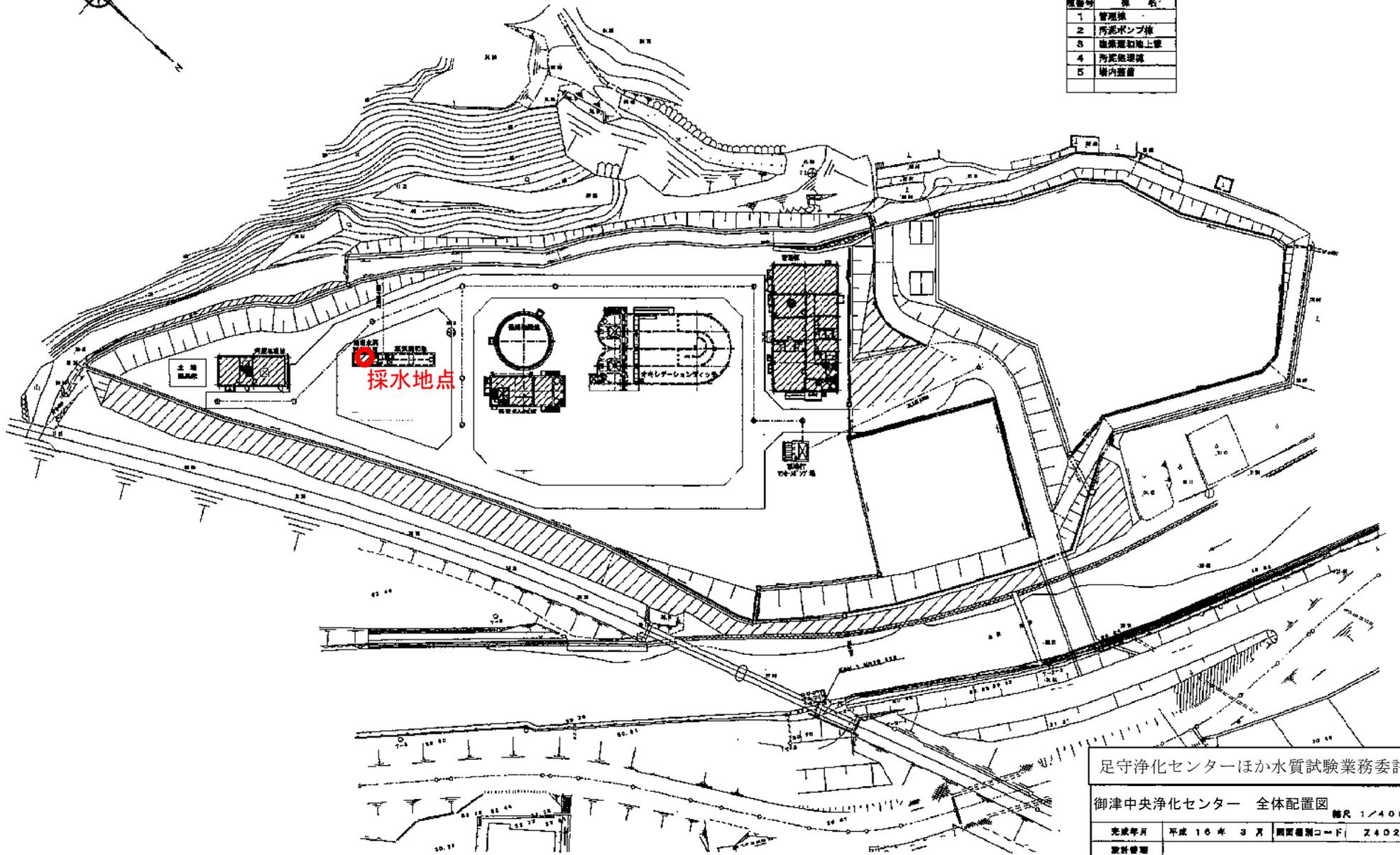


足守浄化センターほか水質試験業務委託					
図名	建部浄化センター				
	一般平面図				
課長	課長	係長	課員	担当者	No. 2
	補佐				
令和 年 月					





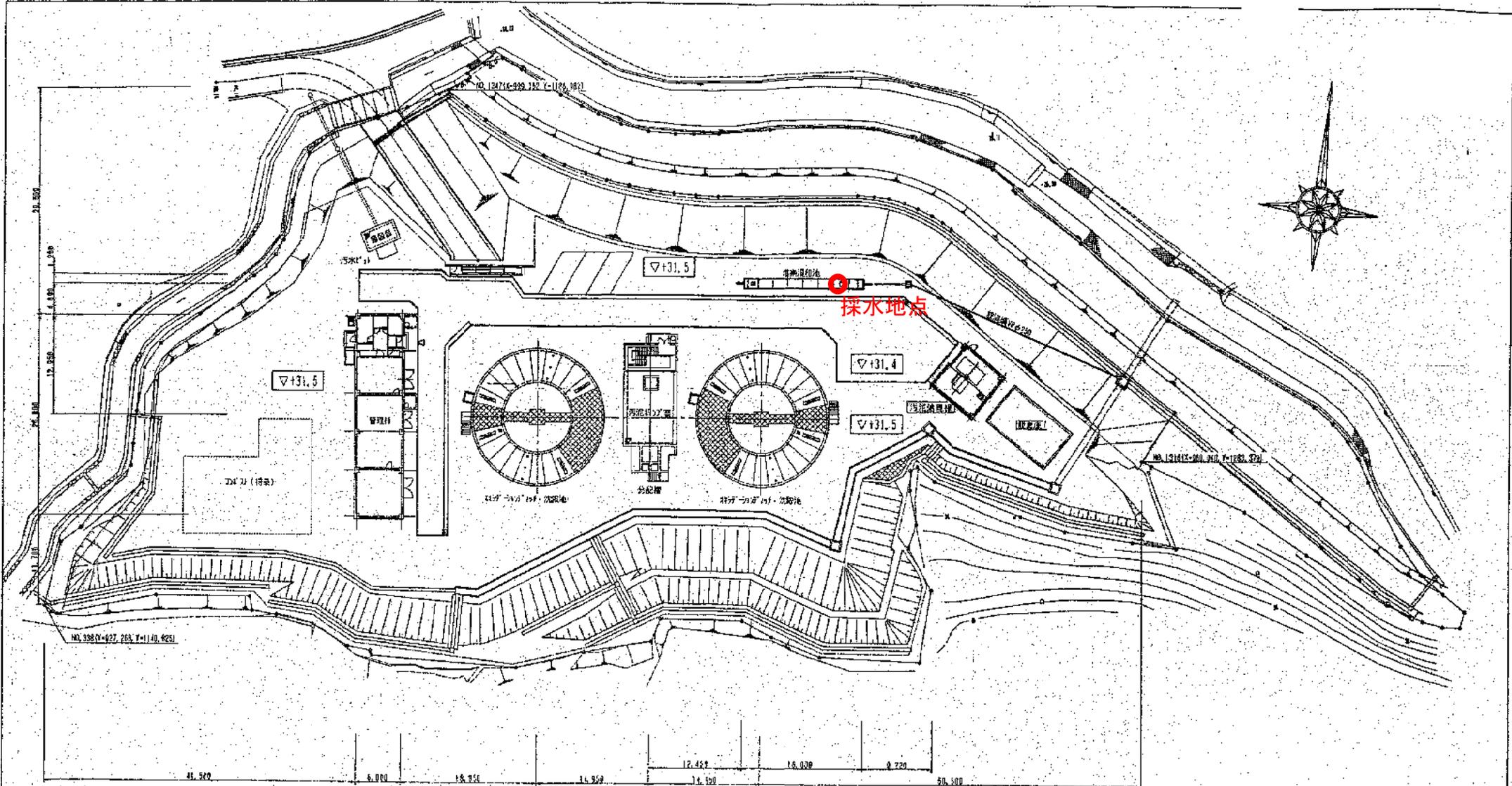
番号	名称
1	管理棟
2	汚泥ポンプ棟
3	塩素添加池上蓋
4	汚泥処理棟
5	構内道路



足守浄化センターほか水質試験業務委託

御津中央浄化センター 全体配置図 縮尺 1/400

完成年月	平成 16 年 3 月	調査種別コード	Z402
資料管理			
調査業者			



足守浄化センターほか水質試験業務委託

処 理 方 式	
水 処 理	プレバ式活性汚泥法
汚 泥 処 理	脱水→焼外委託処分
計画汚水量(日最大)	
全 体	1,000 m <sup>3</sup> /日
今 回	500 m <sup>3</sup> /日

△	図面名称	野々口浄化センター 全体配置図
△	図面番号	A25024-0001
△	尺 寸	1:250
△	日 付	
△	製 図 者	
△	検 査 者	
△	審 査 者	